

聴覚障害者の皆さんへ

手話通訳者の設置日のお知らせ

みなさんをご相談、行政手続きなどに対応しますので、どうぞお気軽に利用してください。

設置日時は次のとおりです。

◆健康福祉課窓口

※ 3月1日(木)・6日(火)・8日(木)
13日(火)・27日(火) 10時～正午
※ 3月15日(木)・22日(木) 14時～16時

◆富来支所総合窓口

※ 3月7日(水)・21日(水) 14時～16時
☎健康福祉課 ☎32-9131

募 集

県民公開セミナー

笑って納得！成年後見制度～今からできること～

石川県行政書士会成年後見サポートセンターの発足3周年記念事業として、広く県民の皆さまに「成年後見制度」について知ってもらい、また理解を深めてもらうため、公開セミナーを開催します。

◆内 容 御供田幸子さんによる成年後見制度を題材にしたコント、無料相談会 他

◆日 時 3月20日(火) 13時30分～(受付：13時～)

◆場 所 金沢市駅西健康ホール
3階「すこやか」(金沢市西念3-4-25)

◆入場料 無料

☎石川県行政書士会成年後見サポートセンター
☎076-268-9555

「道路ふれあい月間」標語募集

◆テーマ 道路は、生活の向上と経済の発展に欠くことのできない国民共有の、つまりあなたの財産です。みんなが道路と親しみ、ふれあい、常に広く、美しく、安全に、共に楽しく利用し、子孫に受け継いでいきましょう。

◆応募締切 3月30日(金)(当日必着)

☎国土交通省道路局道路交通管理課
☎03-5253-8111

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh.000235.html

国際協力機構(JICA)ボランティア 平成24年度春募集

今、開発途上国では様々な分野において、わたしたちの技術・知識・経験が必要とされています。あなたも、海外ボランティアへの扉をたたいてみませんか！？

◆募集期間 4月1日(日)～5月14日(月)

◆職 種 農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、社会福祉、観光・商業、スポーツなど多種

※ 4月4日(水)、22日(日)に「体験談&説明会」を実施します。詳しくは、JICA北陸へお問い合わせください。

☎JICA北陸・ボランティア担当

☎076-233-5931

<http://www.jica.go.jp/hokuriku/index.html>

<http://www.jica.go.jp>

催し物

第12回県障害者スポーツ大会

◆日 時 5月27日(日)

◆場 所 西部緑地公園陸上競技場、いしかわ総合スポーツセンターほか

◆対象者 県内在住、在勤、在学の13歳以上の障害者(身体、知的、精神)

◆実施競技 陸上、水泳、アーチェリー、卓球、ボウリング、フライングディスク、バレーボール

◆申込締切 3月30日(金)まで

◆参加申込・お問い合わせ先

健康福祉課 ☎32-9131

志賀町社会福祉協議会

本所 ☎42-2545 志賀支所 ☎32-1363

てんと市

◆日 時 3月29日(木)

8時30分～11時30分

◆場 所 道の駅「旬菜館」前

※みなさんのお越しをお待ちしています。

☎農林水産課 ☎32-9221

花のミュージアムフローリィ

☆ 3月20日(祝)・(火)

フローリィオープン！！

花のミュージアム フローリィは冬期休館を終えて、9年目のオープンを行います。

冬の間、土の中で寒さに耐えてきた草花が力強く、そして華やかに芽吹きはじめます。自然の強さと優しさを肌で感じてください。

☆オープン記念プレゼント！！

ご来館いただいたお客さまに、カワイイ「お花や野菜の種」をプレゼント！

3月20日～25日まで
毎日先着100名様(無くなり次第終了)

☆フルートアンサンブルコンサート

◆日 時 3月20日(祝)・(火)

◆開演時間 11時30分～、14時30分～

◆出 演 アルモニ♪フルートアンサンブル

主宰の穴戸美奈子氏を中心に七尾市を拠点に演奏活動を行っているフルート合奏グループ。今回はハープ奏者の山徳理紗氏も加えて春らしい楽しい曲でフローリィのオープンを彩っていただきます。

☆志賀中学校吹奏楽部演奏会

地元中学校の吹奏楽部の皆さまによる演奏会です。春の陽気に包まれた賑やかな演奏をお楽しみに。

◆日 時 3月24日(土) 14時～

☆ギャラリー展示(3月20日～4月22日)

押花作品展 石原教室(主催 石原正子氏 志賀町富来領家町)

☎花のミュージアム フローリィ
☎32-8787

善意の花

志賀町社会福祉協議会から 寄付のお知らせ

日本赤十字社石川県支部にご加入いただきました

◆花島俊一様(倉垣)特別社員

花島祥子様(倉垣)特別社員

歳末たすけあい募金(志賀町共同募金委員会)

◆土田グラウンドゴルフ

愛好会様より16,500円



情報パーク

Town Information

納税のお知らせ

- ・国民健康保険税第9期
- ・後期高齢者保険料第12期
- ・介護保険料第9期

納期限は4月2日(月)です。

相談

無料年金相談

年金保険料の免除・年金の受給手続き・年金の各種手続きについての相談に応じます。

- ◆日時 3月28日(水)
10時～正午(午前の部)
13時～16時(午後の部)
- ◆場所 富来支所
- ☎住民課 ☎32-9121

ひとり親家庭相談

自立支援員が相談に応じています。くらしのこと、子どものこと、貸付金のこと、就職のことなど、どんなことでもお気軽に相談ください。

- ◆日時 3月22日(木)
10時～15時
- ※毎月第4木曜日
- ◆場所 役場本庁舎 相談室
- ☎子育て支援課 ☎32-9122

障害者福祉総合相談

- ◆日時 3月14日(水)
13時30分～15時30分
- ◆場所 役場本庁舎 11会議室
- ☎健康福祉課 ☎32-9131

ハローワーク相談

- ◆日時 3月21日(水)14時～15時30分
- ◆場所 富来活性化センター
- ☎商工観光課 ☎32-9341

総合相談(無料)

総合相談所を町内2カ所で開設します。どちらの地域でも相談できます。お気軽にお越しください。※秘密は厳守します。

- ◆相談員 行政相談委員、人権擁護委員、民生・児童委員、司法書士、法務局の方々が相談に応じます。

<志賀地域>

- ◆とき 3月9日(金) 10時～15時
- ◆ところ 志賀町文化ホール2階
- ☎志賀町社会福祉協議会志賀支所 ☎32-1363

<富来地域>

- ◆とき 3月12日(月) 10時～15時
- ◆ところ 富来行政センター2階
201会議室
- ☎志賀町社会福祉協議会 ☎42-2545

こころの健康と多重債務などの 困りごと相談会の開催

精神科医、看護師、精神保健福祉士などによるこころの健康相談や司法書士による法律相談を行ないます。*別室で個別相談ができます。(要予約)

- ◆内容
 - ①こころの健康相談
(睡眠チェック、ストレスチェックなど)
 - ②司法書士による法律相談
(多重債務、借金問題など)
 - ③自殺予防パネルの展示、啓発グッズの配布など
- ◆日時 3月18日(日) 13時～17時
- ◆場所 パトリア1階特設コーナー
およびフォーラム七尾
(七尾市御蔵町1番地)

- ◆費用 無料
- ◆申込 個別相談については2日前までに電話で申し込みください。

☎石川県こころの健康センター
☎076-238-5761

「相談無料」一人で悩まないで 第4回「いのち・暮らし・何でも相談会」

労働問題・医療・介護・年金・税金・多重債務・営業などそれぞれの専門家が相談を受け付けます。

- ◆日時 3月25日(日) 13時～15時
 - ◆場所 羽咋市文化会館2階第一研修室
- ※詳細はお問い合わせください。

☎はくい社会保障推進協議会

☎0767-22-5731

お知らせ

今月の窓口延長業務

住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明などの発行業務

3月3日(土)・10日(土)・17日(土)
24日(土)・31日(土)

9時～12時30分

(注意)窓口延長業務は本庁舎の住民課窓口での取り扱いとなります。諸証明発行業務で一部取り扱いできない業務もあります。事前に電話などで確認の上、窓口にお越しください。

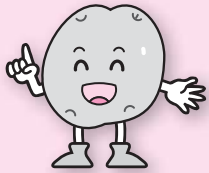
☎住民課 ☎32-9121

陸上競技場の改修について

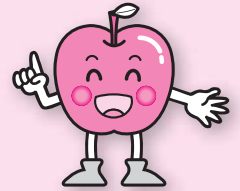
志賀町陸上競技場改修工事のため、3月1日(木)から当分の間、使用できません。ご不便をおかけしますが、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

☎生涯学習課 ☎32-9350





オーナー会員募集中!



《とぎ男爵オーナー制度》



品種名	募集数	契約金	収穫時期
男爵	120 区画	5,500 円	7月下旬 ～ 8月上旬予定
北灯	30 区画	6,500 円	
メイクイン	10 区画	5,500 円	
黄爵(とうや)	20 区画	6,500 円	

※1区画約15㎡で、40キログラム補償します。

《とぎ林檎オーナー制度》



品種名	募集数	契約金	収穫時期
つがる	5 本	10,000 円	9月中旬頃
千秋	5 本	10,000 円	10月上旬頃
陽光	22 本	12,000 円	10月下旬頃
王林	7 本	10,000 円	11月上旬頃
ふじ	48 本	12,000 円	11月中旬頃

※収穫時期は、天候により多少ずれる場合があります。林檎木1本につき90個補償します。

《健康農園オーナー制度》

1区画あたり約50㎡、香能の丘の健康農園(貸し農園)で、色々な野菜作りを始めてみませんか?農機具などの貸出し、栽培のアドバイスもおこないます。

規格面積	募集数	契約金
1区画 50㎡	20区画	5,000円

※期間は、平成24年4月1日～平成25年3月31日です。
※個人のほか、各種団体の受付もします。

《応募方法》

【応募資格】 収穫時に当農場に来園できる人に限ります。

【応募方法】 ハガキまたはFAXで郵便番号、住所、氏名、年齢、職業、電話番号、希望品種名、契約数をそれぞれ明記して申し込みください。契約金の支払方法は4月に通知します。

【募集期間】 男爵オーナー、林檎オーナー、健康農園ともに平成24年3月30日(金)

※ご応募多数の場合は、抽選(4月)となりますのでご了承ください。(抽選結果は、後日お知らせします。)

《お問い合わせ・申込先》

(株)志賀町振興サービス 〒925-0447 石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の10番地 ☎42-8560 FAX 42-8561
志賀町とぎ実験農場 〒925-0565 石川県羽咋郡志賀町香能ろ-64 ☎42-2617 FAX 42-2613

詳しくは、「広報しか1月号No.77」または志賀町ホームページをご覧ください。

空メールを使った登録方法
shika@entry.mail-dpt.jp



ウェブサイトからの登録方法
http://shika.mail-dpt.jp/



サービスを受けるには、登録が必要で、次のホームページアドレスまたは空メール、QRコードから手続きをしてください。

◆防災・気象情報
※配信する緊急情報/大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、高潮警報、洪水警報、波浪警報など
◆J・ALERT
※配信する緊急情報/推定震度5弱以上の地震情報、震源・震度に関する情報、大津波・津波警報、弾道ミサイルに関する攻撃情報、大規模テロ情報など

1月10日から「志賀タウンめーる」の配信サービスを開始しました
1月10日から皆さんの安心・安全に役立ててもらうため、気象情報、地震、台風などの自然災害についての防災情報、生活に役立つ情報を皆さんに配信する手段のひとつとして「志賀タウンめーる」を始めました。携帯電話やインターネットに接続しているパソコンでメールを利用していただける人であれば、どなたでも登録ができます。

⑥ ○ 南海地震は紀伊半島沖に震源域が想定されるため、津波は数分程度で来襲すると予想されます。
⑦ ○ 2m 前後の津波が来襲すると予想されます。
⑧ ○ 1976年に中国で起こった唐山地震です。(犠牲者約240,000人)。
⑨ ○ 忘れてイナイ(171)?災害伝言と覚えましょう。
⑩ ○ 現在ハワイ諸島は北西方向に年間数cm動いており、日本に近づいています。

健全育成について

志賀町教育委員会教育長 六田 實

3学期も中盤を迎えました。立春を過ぎたとはいえ、まだまだ寒い日々が続きますが、志賀町の子どもたちはインフルエンザや風邪にもめげずに頑張っています。

さて、子どもたちは勉強に、スポーツに、そして習い事などに、毎日忙しい日々を送っておりますが、これは、家族として子どもにかけられる思い、そして、子どもたち自身の希望を込めてのことと思います。

志賀町では以前より、子ども会行事や各校下ごとの子ども関連の行事が、年間を通じて大変盛んに行われていま

す。少子化が進行する中で、従来からの行事に加え、新しい催しの提案もありませんが、子どもたちにとって何を取捨選択すべきか、保護者や地域の皆さん、学校現場の先生方の意見も踏まえて、改廃の見直しをお願いする必要も強く感じられます。

子どもたちにとって小学校は、一人

の人間として自立した生き方を身に付けるための基礎・基本を習得する、大変重要な時期であります。

この大切な時期に、子どもたちの知徳・体のバランスがとれた育成を行うために、PTA

や町子連での皆さんの議論をお願いします。



教育長ホットニュース

食育・地産地消

全国学校給食週間が1月24日から実施されました。

今年、県教委の学校給食献立コンクール・優秀賞の志賀中学校一年、本保陽菜さんの「志賀町産の食材を全部の料理に使う」を基にしたおぼあちゃん直伝サザエごはん、豆腐ハンバーグ、しらすあえ、ころ柿入りフルーツあえなどが志賀町内の給食に出されました。

また、期間中には県産魚介類の使用推進のために、県・県漁協が志賀町をモデル市町に指定し実施している「石川おさかな給食」でメギスのつみれ汁も提供され、美味しく頂きました。

法律相談

・弁護士（元高等検察庁検事）、愛知学院大学法科大学院特任教授
 國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもある。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保健推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任。

ペットの飼育について

Q:犬のペットを飼う予定ですが、飼育などについて法はどのように定めているのでしょうか。

A:ペットは法律上「物」として扱われ、飼い主はその物の所有者ということになります。したがって、飼い主は「法令の制限内において自由にその所有物を使用、収益および処分することができ」（民法206条）こととなります。しかし、「物」といっても、命のある「物」ですから、その命を尊重し、愛護することが当然です。動物の愛護及び管理に関する法律5条1項では、「動物の所有者は・・・責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することに留意し、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことにならないように努めなければならない」と規定しています。この規定の前段は、飼い主のペットに対する責任を、後段は、飼い主としての社会的責任を規定しています。前段の責任として、この法律は、犬や猫などのペットをみだりに殺したり傷つけたりすると1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せ

られることとなり、また、虐待したり山に捨てたりした場合は30万円以下の罰金に処せられます（同法27条）。どうしてもペットを飼い続けることができない場合は、誰かペットを引き取ってもらう人を探るか、見つからない場合は、都道府県などに引取りをお願いするということがになります（家庭動物等の飼養及び保管に関する基準「環境省告示」）。

また、ペットは物ですが、通常「物」を壊された場合、物的損害を請求するだけですが、ペットの場合（例えば、殺されたなど）、飼い主は、慰謝料請求も加害者に請求することができます。これも、ペットは、命ある物で、飼い主にとって特別な存在という考えに基づいています。

他方、後段の責任として、法は「動物の占有者はその動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う」（民法718条1項）と規定していますから、犬が人に噛みついて怪我をさせた場合、飼い主は、当然、損害賠償の責任を負うこととなります。このように、ペットを飼う場合、さまざまな法的責任が生じるので、それなりの決意をもって飼う必要があると思います。

- ×クイズ答え
- ① × 正解は南極大陸です。南極は比較的安定な大陸ですが、火山もあります。
- ② × 日本海プレートではなく、フィリピン海プレートです。
- ③ × 約3,000地点です。現在では日本全国のほとんどの市町村に設置されています。
- ④ × 毎秒5,000m～7,000mです。時速にすれば約20,000kmでロケット並みの速さです。
- × 三瓶山（島根県）です。